

ID: 208

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、法定外公共物に存する工作物その他物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき障害を予防するために必要な施設の設置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 町長は、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたときは、占用者等に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日